

## 環境影響評価法（平成9年法律第81号） 抜粋

（命令の制定とその経過措置）

第53条 第2条第2項又は第2項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第2種事業となる事業のうち第4条第3項第1号（第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第1項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- 一 第1種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類  
第3条の3第1項の配慮書
- 二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第3条の6の書面
- 三 環境影響評価の項目を記載した書類であつて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続及び第7条の2第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第7条及び第7条の2の手続を経た方法書
- 四 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第9条の手続を経た同条の書類
- 五 関係地方公共団体の長が第3号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第10条第1項又は第4項の書面
- 六 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第16条の公告及び縦覧並びに第

- 17 条第 1 項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第 16 条及び第 17 条の手続を経た準備書
- 七 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第 19 条の手続を経た同条の書類
- 八 関係地方公共団体の長が第 6 号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第 20 条第 1 項又は第 4 項の書面
- 九 前号の意見が述べられた後に第 6 号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第 21 条第 2 項の評価書
- 十 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第 6 号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第 26 条第 2 項の評価書
- 十一 第 27 条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書
- 2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第 1 種事業若しくは第 2 種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第 1 種事業若しくは第 2 種事業又は第 1 種事業若しくは第 2 種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第 1 種事業若しくは第 2 種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）に協議して、それぞれ指定するものとする。
- 3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。
- 4 前三項（第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 10 号を除く。）の規定は、第 48 条第 1 項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となった港湾計画について準用する。この場合において、第 1 項中「第 2 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第 2 種事業となる事業のうち第 4 条第 3 項第 1 号（第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第 1 項において「対象事業等政令」という。）」とあるのは「第 48 条第 1 項の政令（以下この条において「対象港湾計画政令」とい

う。）」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第4項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第6号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第16条の公告」とあるのは「第48条第2項において準用する第16条の公告」と、「第17条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第17条第1項」と、「第16条及び第17条の手続を経た準備書」とあるのは「第48条第2項において準用する第16条及び第17条の手続を経た第48条第2項において準用する第14条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第7号中「第19条」とあるのは「第48条第2項において準用する第19条」と、同項第8号中「第20条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第20条第1項」と、同項第9号中「第21条第2項の評価書」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項の港湾環境影響評価書」と、同項第11号中「第27条」とあるのは「第48条第2項において準用する第27条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第2項中「環境大臣（第1種事業若しくは第2種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業若しくは第2種事業又は第1種事業若しくは第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業若しくは第2種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第54条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第1号から第4号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第2章から前章までの規定は、適用しない。

- 一 第2条第2項第2号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの
- 二 第2条第2項第2号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの
- 三 前2号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計

画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。)

- 五 前二号に掲げるもののほか、第2条第2項第2号ハからホまでに該当する新規対象事業等であって、政令施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの
- 2 前項の場合において、当該新規対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従って前条第1項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第60条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 3 第1項各号に掲げる事業に該当する事業であって、政令施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第2章から前章までの規定は、適用しない。

(条例との関係)

第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第2種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第2種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

第62条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

環境影響評価指針

	平成 10 年 1 月 9 日	兵庫県告示第 28 号
改正	平成 11 年 3 月 9 日	兵庫県告示第 351 号
改正	平成 19 年 1 月 16 日	兵庫県告示第 34 号
改正	平成 21 年 7 月 10 日	兵庫県告示第 815 号
改正	平成 22 年 4 月 2 日	兵庫県告示第 413 号
改正	平成 23 年 3 月 29 日	兵庫県告示第 360 号
改正	平成 24 年 3 月 16 日	兵庫県告示第 320 号
改正	平成 25 年 9 月 30 日	兵庫県告示第 1181 号

目次

- 1 環境影響評価指針の策定趣旨
- 2 環境影響評価の実施に当たっての基本的事項
  - (1) 環境要素
  - (2) 環境影響要因
  - (3) 環境影響評価の着手時期
  - (4) 環境影響評価の対象地域
  - (5) 予測の対象時期
- 3 環境影響評価の実施手順
  - (1) 早期段階環境配慮書
    - ア 複数案の設定
    - イ 早期事前調査の実施
    - ウ 影響を及ぼす環境影響要因の抽出
    - エ 影響が及ぶ環境要素の把握
    - オ 重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定
    - カ 調査、予測及び評価の方法の選定
    - キ 早期段階環境配慮書及び要約書の作成
  - (2) 環境影響評価概要書
    - ア 事前調査の実施
    - イ 環境影響要因の抽出
    - ウ 影響を及ぼす環境要素の把握
    - エ 予測及び評価を行う環境要素の選定
    - オ 現況調査を行う環境要素の選定
    - カ 現況調査計画案及び予測計画案の作成
    - キ 環境影響評価概要書及び要約書の作成
  - (3) 環境影響評価準備書
    - ア 環境影響要因と影響を及ぼす環境要素の確定
    - イ 予測及び評価を行う環境要素の決定
    - ウ 現況調査を行う環境要素の決定
    - エ 現況調査計画の策定
    - オ 現況調査の実施
    - カ 予測計画の策定
    - キ 環境保全目標の設定
    - ク 予測の実施
    - ケ 評価の実施
    - コ 環境保全措置の検討
    - サ 事後監視調査計画の作成
    - シ 環境影響評価準備書及び要約書の作成
  - (4) 環境影響評価書
    - ア 環境影響評価準備書記載内容の検討
    - イ 環境影響評価書及び要約書の作成
- 4 事後監視調査の実施手順
  - (1) 事後監視調査の実施
  - (2) 原因の究明及び環境の保全と創造についてさらに講ずべき措置の実施
  - (3) 事後監視調査結果の保管
  - (4) 事後監視調査結果報告書の作成
- 5 経過措置

別表第 1 (早期事前調査及び事前調査の項目・調査事項・調査方法)

別表第 2 (現況調査の調査項目・調査期間・頻度・調査地域・調査方法)

別表第 3 (予測項目・予測の対象時期・予測地域・予測方法)

別表第 4 (環境保全目標・評価等における留意点)

## 1 環境影響評価指針の策定趣旨

この指針は、環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、環境影響評価（対象事業及び特別地域対象事業（以下「対象事業等」という。）の実施に際し、事前に行う調査、予測又は評価）及び事後監視調査に関して必要な事項を定めるものである。

なお、事業者が環境影響評価に関する調査等を行うに当たっては、地域特性等により、必要に応じ、本指針に定める以外の調査等の方法を選定することができるものとする。

## 2 環境影響評価の実施に当たっての基本的事項

### (1) 環境要素

環境の保全と創造に係るものとし、次表に示すとおりとする。

(1) 大気汚染、(2) 水質汚濁、(3) 土壌汚染、(4) 騒音・低周波音、(5) 振動、 (6) 地盤沈下、(7) 悪臭、(8) 廃棄物等、(9) 地形・地質、(10)陸生植物、(11)陸生動物、 (12)水生生物、(13)生態系、(14)文化財、(15)人と自然との触れ合い活動の場、(16)景観、 (17)日照、(18)地球温暖化、(19)オゾン層破壊、 (20)(1)から(19)に掲げるもののほか、対象事業等ごとに特に知事が必要と認めるもの
--

(注) 生物の区分は、上記の「陸生植物」、「陸生動物」及び「水生生物」の3要素に区分せず、「植物」及び「動物」の2要素に区分することもできる。

### (2) 環境影響要因

工事（土地の形質の変更又は工作物の建築）及び供用（形質の変更後の土地又は工作物において行うことが予定される事業活動その他の人の活動）の各段階において環境要素に影響を及ぼす行為並びに存在（形質の変更後の土地又は工作物の存在）とする。

### (3) 環境影響評価の着手時期

対象事業等の計画内容の見直しが可能な、計画立案の段階の時期とする。

なお、環境影響評価準備書作成のための現況調査（以下「現況調査」という。）、予測又は評価に要する期間並びに早期段階環境配慮書及び環境影響評価概要書の取りまとめに要する期間を勘案して事前の調査を行うものとする。

### (4) 環境影響評価の対象地域

工事、存在又は供用（以下「対象事業等の実施等」という。）に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域とする。

### (5) 予測の対象時期

原則として、各環境要素について、環境影響要因ごとに影響が最も大きくなると考えられる時点又は相当程度の影響が継続すると考えられる期間とする。

## 3 環境影響評価の実施手順

環境影響評価は、図1に示す手順に従って実施する。

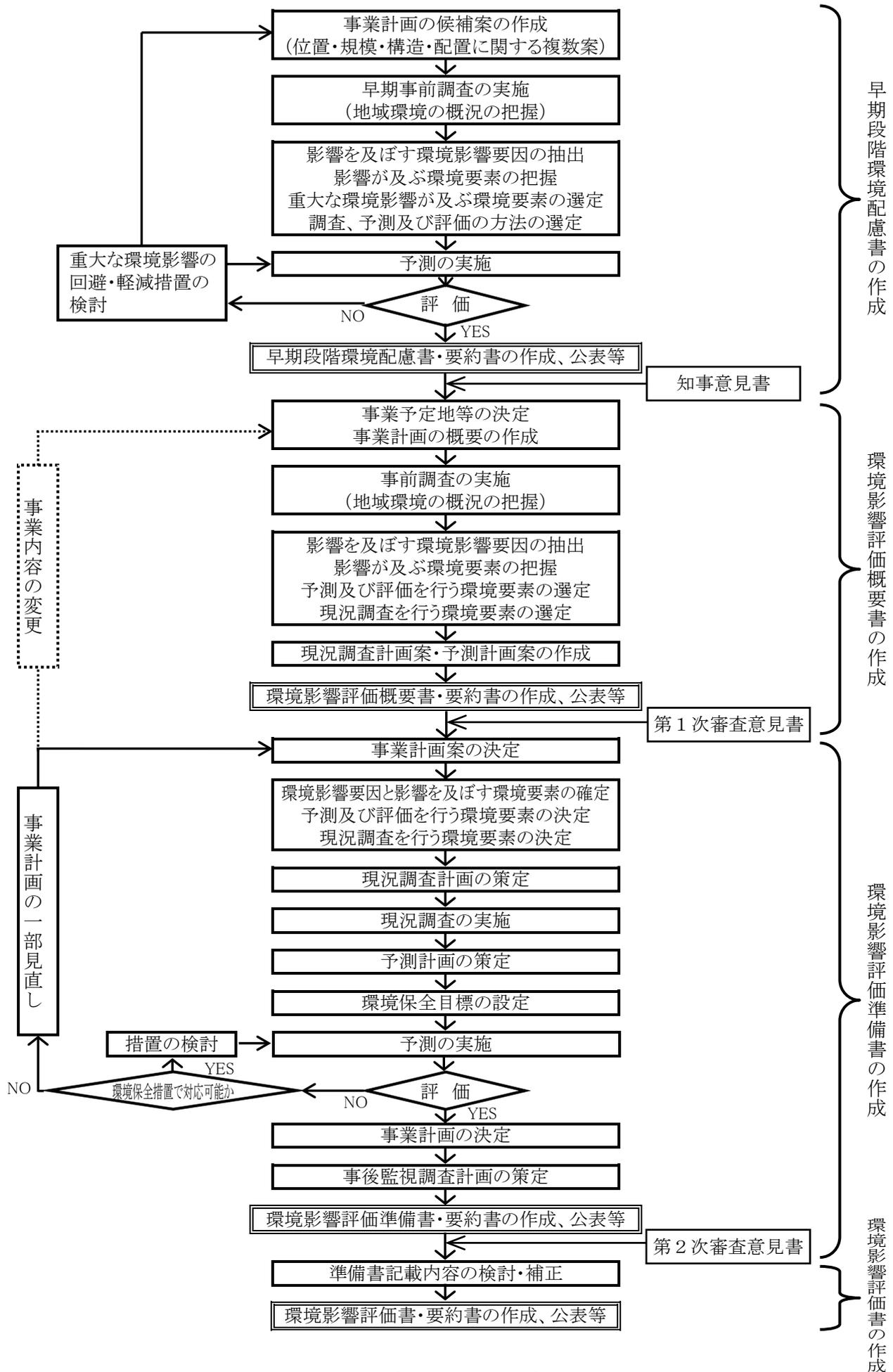


図1 環境影響評価の実施手順

## (1) 早期段階環境配慮書

### ア 複数案の設定

対象事業等の計画の立案に当たっては、当該事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とする。

位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を優先して検討する。また、対象事業等を実施しない案の設定が現実的である場合、位置等に関する複数案の一つとして含めるように努める。

なお、位置等に関する複数案を設定した場合は、その案を設定した考え方について明らかにする。また、位置等に関する複数案が設定できない場合は、設定できない理由を明らかにする。

### イ 早期事前調査の実施

早期事前調査は、対象事業等により重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定するための事前調査として、既存の文献又は資料の収集・整理により、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域の基礎的な社会的状況及び環境の状況（以下「地域環境の概況」という。）を把握することを目的として実施するものである。

早期事前調査は、次に掲げるところにより実施する。

#### (ア) 早期事前調査の範囲

位置等に関する複数案ごとに、次の地域の範囲とする。

- a 対象事業等の実施が想定される地域
- b 対象事業等の実施等に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域

#### (イ) 早期事前調査の項目及び調査事項

対象事業等の種類、位置、規模、汚染物質の排出諸元等の事業内容（以下「事業概要」という。）を勘案し、原則として、別表第1から調査対象項目及び調査事項を選定する。

調査事項の選定に当たっては、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域における地域特性を考慮し、その地域における特徴的な事項や対象事業等の影響を受けやすい事項を選定する。

#### (ウ) 調査方法

原則として、別表第1に示す既存の文献又は資料の収集・整理により、地域環境の概況を把握する。

#### (エ) 調査の留意点

- a 地域環境の概況の把握のための資料は、可能なかぎり最新のものとする。
- b 既存の文献又は資料から引用する場合は、出典を明示する。
- c 取りまとめは、図表を使うなど、分かりやすい表現とする。

### ウ 影響を及ぼす環境影響要因の抽出

事業概要から、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域へ影響を及ぼす環境影響要因を抽出する。

環境影響要因の抽出に当たっては、早期事前調査を行う項目及び調査事項を考慮し、その相互関係に留意する。

## エ 影響が及ぶ環境要素の把握

早期事前調査で把握した地域環境の概況を踏まえ、環境影響要因と環境要素の関係について、過去の類似事例等から検討を行い、影響の有無を「影響が考えられる」及び「影響がない」の2段階に整理する。

## オ 重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定

事業概要や早期事前調査で把握した地域環境の概況を勘案して、上記エで把握した環境要素のうち、重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定する。また、環境要素を選定した理由を明らかにする。

なお、重大な環境影響とは、いったん損なわれると取り戻すことのできない貴重な自然環境の破壊、環境基準等の達成に影響が生じるような環境汚染の増加や対症療法的な手段では解決が困難である生活環境への影響のほか、事業実施が想定される地域において人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要となる影響などである。

## カ 調査、予測及び評価の方法の選定

上記オで選定した環境要素について、位置等に関する複数案ごとに、調査、予測及び評価を行い、対象事業等による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避・低減される効果の程度を適切に把握できるように調査等の方法を選定する。なお、調査等の方法の選定について、その選定理由を明らかにする。

### (ア) 調査

調査は、原則として、早期事前調査で収集したデータのほか、既存の文献又は資料の収集・整理により行う。ただし、既存資料から得られる情報が古いなどの理由により適切な情報が得られない場合は、専門家へのヒアリングや現地調査等で情報を収集する。

調査の詳細については、上記イも参考とする。

### (イ) 予測

予測は、環境の状況変化又は環境への負荷量の知見に基づき、簡易な手法による計算等により、可能な限り定量的に行い、前提条件を明示するなど透明性と客観性が確保できるようにする。

### (ウ) 評価

調査及び予測結果に基づき、位置等に関する複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度、環境保全上の基準又は目標に照らして評価する。また、これらの複数案の評価結果を比較整理し、各案の特徴をとりまとめて、複数案全体の評価を行う。

選定した環境要素について評価を行った結果、位置等に関する複数案で差異がない場合、その他の環境要素で際立った差異があるかの比較整理を可能な限り行う。

なお、位置等に関する複数案を設定していない場合は、選定した環境要素について、事業者が実行可能な範囲において重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて評価を行う。

## キ 早期段階環境配慮書及び要約書の作成

複数案の設定、早期事前調査結果、環境影響要因の抽出、影響が及ぶ環境要素の把握、重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定、選定した環境要素についての調査・予測・評価結果等を記述した早期段階環境配慮書及びそれを要約した要約書

を作成する。

## (2) 環境影響評価概要書

### ア 事前調査の実施

事前調査は、環境影響評価の調査及び予測を行うべき環境要素を選定するため、既存の文献又は資料の収集・整理により、地域環境の概況を把握することを目的として実施するものであり、調査・予測項目の絞り込みのために必要な地域環境の概況を十分把握できる資料を収集することが重要である。

なお、早期段階環境配慮書の早期事前調査等の結果について、本調査の一部として利用できるものとする。ただし、早期段階環境配慮書手続からの時間が経過しているもの、調査の範囲における地域環境の概況に大きな変化があるもの及び調査の範囲が異なるものなど再利用が適切でない場合については、この限りでない。

また、第1次審査意見書で事前調査の追加を指摘された場合には、現況調査時に、現地調査に先立ち、補足調査（当該資料の収集・整理）が必要となる。

事前調査は、次に掲げるところにより実施する。

#### (ア) 事前調査の範囲

- a 対象事業等を実施しようとする地域
- b 対象事業等の実施等に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域

#### (イ) 事前調査の項目及び調査事項

対象事業等の事業概要を勘案し、原則として、別表第1から必要な項目及び調査事項を選定する。

#### (ウ) 調査方法

原則として、別表第1に示す既存の文献又は資料の収集・整理により、地域環境の概況を把握する。

#### (エ) 調査の留意点

- a 地域環境の概況の把握のための資料は可能なかぎり最新のものとする。
- b 既存の文献又は資料から引用する場合は、出典を明示する。
- c 取りまとめは、図表を使うなど、分かりやすい表現とする。

### イ 影響を及ぼす環境影響要因の抽出

事業概要から、対象事業等を実施しようとする地域及びその周辺地域へ影響を及ぼす環境影響要因を抽出する。

### ウ 影響が及ぶ環境要素の把握

事前調査で把握した地域環境の概況を踏まえ、環境影響要因と環境要素の関係について、過去の類似事例等から検討を行い、影響の有無を「影響が考えられる」及び「影響がない」の2段階に整理する。

### エ 予測及び評価を行う環境要素の選定

環境影響要因と環境要素の関係を勘案し、予測及び評価を行う環境要素を選定する。なお、「影響が考えられる」として整理した環境要素のうち、予測又は評価を行わないものについては、その理由を明らかにする。

### オ 現況調査を行う環境要素の選定

予測及び評価を行う環境要素のうち、現況調査を行う必要がある環境要素を選定する。

現況調査は、原則として、現地調査によるものとする。ただし、早期段階環境配慮書の調査等の結果について、適切な場合には、現況調査の一部として利用できるものとする。

なお、予測及び評価を行うものとして選定した環境要素のうちで現況調査を行わないとしたものについては、その理由を明らかにする。

カ 現況調査計画案及び予測計画案の作成

現況調査の調査項目、調査期間・頻度、調査地域、調査方法等を取りまとめた現況調査計画案及び予測項目、予測の対象時期、予測地域、予測方法等を取りまとめた予測計画案を作成する。なお、原則として、現況調査については別表第2から、予測については別表第3から必要な項目、方法等を選定する。

キ 環境影響評価概要書及び要約書の作成

事前調査結果、環境影響要因の抽出、影響を及ぼす環境要素の抽出、予測・評価を行う環境要素の選定、現況調査を行う環境要素の選定、現況調査計画案・予測計画案等について記述した環境影響評価概要書及びそれを要約した要約書を作成する。

なお、特別地域対象事業で、条例第33条に規定する環境影響評価手続に関する特例の適用を求める場合は、その根拠（環境に及ぼす影響の程度）となる事業者の見解を環境影響評価概要書の中で明らかにするものとする。

また、環境の保全と創造のために講ずる措置（以下「環境保全措置」という。）の効果の確認及び予測し得なかった事態が生じた場合の原因究明の際に必要なため、事前調査で収集した基礎資料については、一定の期間、適切に保管する。

(3) 環境影響評価準備書

ア 環境影響要因と影響を及ぼす環境要素の確定

第1次審査意見書の内容を踏まえ、必要に応じ事業計画の検討を行ったうえ、概要書で抽出した環境影響要因と環境要素の関係について見直しを行い、当該環境影響要因と環境要素を確定する。

イ 予測及び評価を行う環境要素の決定

上記で確定した環境影響要因と環境要素の関係及び第1次審査意見書の内容を踏まえ、予測及び評価を行う環境要素の見直しを行い、当該環境要素を決定する。

ウ 現況調査を行う環境要素の決定

上記で決定した予測及び評価を行う環境要素並びに第1次審査意見書の内容を踏まえ、現況調査を行う環境要素の見直しを行い、当該環境要素を決定する。

エ 現況調査計画の策定

第1次審査意見書の内容を踏まえ、現況調査計画案を見直し、現況調査計画を策定する。

オ 現況調査の実施

現況調査計画に基づき調査を行う。

なお、当該調査の実施に当たっては、予測・評価のために必要な水準が確保されるよう留意する。

カ 予測計画の策定

第1次審査意見書の内容及び現況調査結果を踏まえ、予測計画案を見直し、予測計画を策定する。

キ 環境保全目標の設定

環境基準、規制基準等の判断条件、現況調査結果等を基本とし、事業概要、地域環境の特性等を考慮し、環境要素又は項目ごとに、別表第4に示すところにより、適切に設定する。

ク 予測の実施

予測計画に基づき予測を行う。

ケ 評価の実施

別表第4に示すところにより、予測結果を環境保全目標に照らして評価する。

コ 環境保全措置の検討

評価結果を踏まえ、必要がある場合には、環境保全措置の検討を行ったうえで、再度、予測及び評価を実施する。

なお、環境保全措置のみでは環境保全目標を満足しない場合は、事業計画の見直しを行う。

サ 事後監視調査計画の作成

次の内容について取りまとめ、事後監視調査計画を作成する。

(ア) 調査項目

- a 対象事業等の実施等の状況及び環境保全措置の実施状況
- b 予測及び評価を行った環境要素のうち特に事後監視調査が必要と考えられるもの及び「影響が考えられる」とした環境要素のうち予測及び評価を行わなかったもので特に事後監視調査が必要と考えられるもの（以下「事後監視環境要素」という。）

(イ) 調査方法

- a 対象事業等の実施等の状況及び環境保全措置の実施状況の調査については、その状況が確認できる方法（写真撮影等）とする。
- b 事後監視環境要素の調査については、現況調査方法又はこれと同等以上の結果が得られる方法とする。

(ウ) 調査地域

- a 対象事業等の実施等の状況及び環境保全措置の実施状況の調査については、対象事業等の事業計画を勘案して、その状況が確認できる適切な調査地域とする。
- b 事後監視環境要素の調査については、現況調査の調査地域とする。

(エ) 調査期間及び調査頻度

工事、存在、供用の各影響を確認できる期間（工事の着手から施設等の供用後概ね3年程度までの期間）について、原則として次に掲げる頻度で行う。

- a 対象事業等の実施等の状況及び環境保全措置の実施状況の調査については、対象事業等の事業計画を勘案して、進捗状況が把握できる適切な頻度とする。
- b 事後監視環境要素の調査については、現況調査の調査頻度と同程度とする。

なお、期間中、影響が最大になると思われる期間を含むものとする。

シ 環境影響評価準備書及び要約書の作成

現況調査結果、環境保全目標、予測及び評価の結果、環境の保全と創造のために講ずる措置、事後監視調査計画等を記述した環境影響評価準備書及びそれを要約した要約書を作

成する。

また、環境保全措置の効果の確認及び予測し得なかった事態が生じた場合の原因究明の際に必要なため、現況調査等で収集した基礎資料については、一定の期間、適切に保管する。

#### (4) 環境影響評価書

##### ア 環境影響評価準備書記載内容の検討

第2次審査意見書を踏まえ、環境影響評価準備書記載内容の検討を行う。

##### イ 環境影響評価書及び要約書の作成

環境影響評価準備書の記載事項に必要な補正を加え、環境影響評価書及びそれを要約した要約書を作成する。

#### 4 事後監視調査の実施手順

事後監視調査は、図2に示す手順に従って実施する。

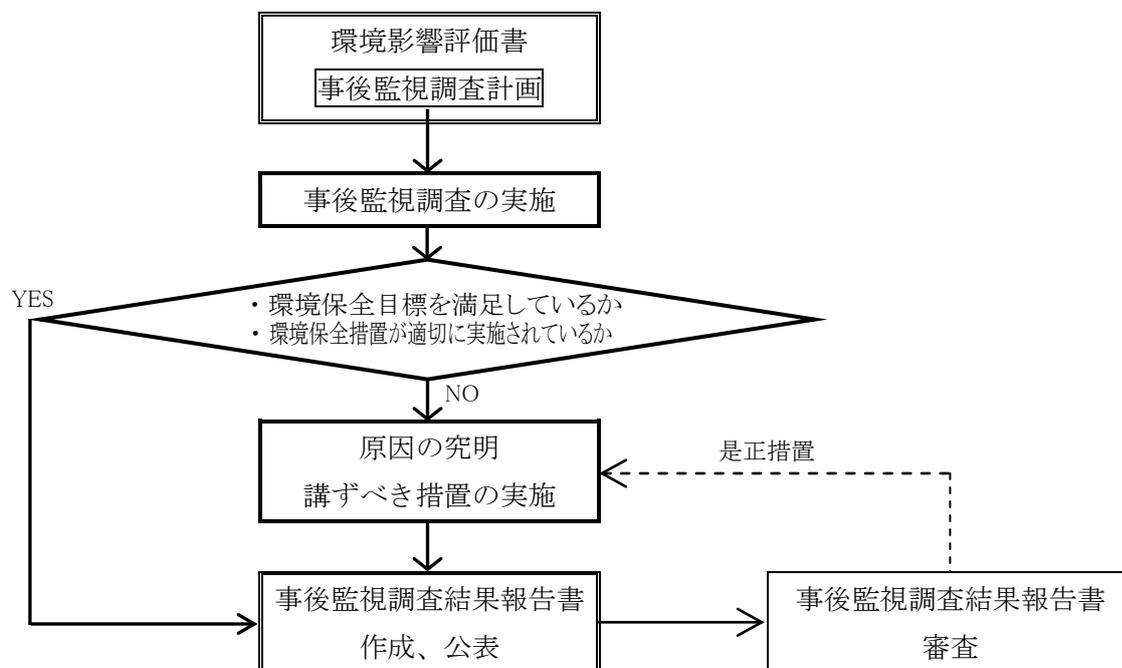


図2 事後監視調査の実施手順

##### (1) 事後監視調査の実施

環境影響評価書記載の事後監視調査計画に基づき事後監視調査を実施する。

なお、調査時期の選定に当たっては、工事の実施状況、施設の稼働状況等を勘案し、項目ごとに適切に選定する。

##### (2) 原因の究明及び環境の保全と創造についてさらに講ずべき措置の実施

事後監視調査の結果、次に示す場合は、その原因を究明し、環境に及ぼす影響の程度について把握するとともに、原因究明の結果、対象事業等の実施等による影響が認められる場合は、さらに講ずべき措置を検討し、実施する。

ア 事後監視調査結果が予測及び評価の結果と異なる場合（環境への影響が増大し、環境影響評価書に記載した環境保全目標を超えた場合又は超えるおそれがある場合に限る。）

イ 環境保全措置の実施が不十分と判断される場合

ウ 条例第 30 条第 3 項の規定に基づき、知事から環境の保全と創造について必要な措置を講ずることを求められた場合

(3) 事後監視調査結果の保管

事後監視調査結果は、環境保全措置の効果の確認及び予測し得なかった事態が生じた場合の原因究明の際に必要となるため、一定の期間、適切に保管する。

(4) 事後監視調査結果報告書の作成

事後監視調査結果、原因究明のための調査結果、講ずべき措置の検討・実施状況等について取りまとめた事後監視調査結果報告書を作成する。

5 経過措置

環境影響評価準備書の提出から条例の適用を受ける対象事業等については、本指針の規定にかかわらず、「環境影響評価に係る技術指針」（昭和 54 年 6 月、兵庫県制定）又は「ゴルフ場の開発に関する環境影響評価に係る技術指針」（平成 3 年 9 月、兵庫県制定）に基づき環境影響評価準備書を作成することができるものとする。ただし、事後監視調査計画については、本指針に基づき作成するものとする。

別表第1

## 早期事前調査及び事前調査の項目・調査事項・調査方法

(その1)

	項目	調査事項	調査方法
社会的状況	1 人口等	人口、産業、交通、土地利用、水域とその利用、生活環境及び資源利用状況	統計資料等の既存文献又は資料から必要事項について取りまとめる。
	2 各種計画の策定状況等	公害防止計画その他の公害防止に係る計画、上・下水道整備計画、廃棄物処理計画、生活排水処理計画、各種開発計画、環境影響評価が行われた事業（実施中を含む。）等	それぞれの計画書等に基づき、概要について取りまとめる。
	3 公害防止に係る指定・規制状況	環境基準とその設定地域及び公害防止に係る規制基準とその規制地域	法令、条例等に基づき、指定・規制の有無及びその内容について取りまとめる。
	4 特別地域の指定状況	条例別表第2に掲げる特別地域	事業計画地に含まれる特別地域の種類ごとの面積等について取りまとめる。
環境の状況	1 大気汚染	(1) 気象 一般気象（風向、風速、気温、日射量、雲量、放射収支量、降水量等） 特異な気象（山谷風、霧等） (2) 大気質 大気質の概況	(1) 気象 「気象年報」等により、気象の概要、特異な気象の状況等について取りまとめる。 (2) 大気質 「一般環境大気測定局測定結果報告」、「自動車排出ガス測定結果報告」等により、一般環境及び道路沿道における大気質の濃度の経年変化、環境基準の達成状況等について取りまとめる。
	2 水質汚濁	(1) 水象 一般水象（【河川】流量、流況、河川の形態等、【湖沼】貯水量、水深、流入水量等、【海域】潮流、潮汐、恒流等、【地下水】地下水脈、地下水賦存量等） 特異な水象（湧水、貧酸素水塊等） (2) 水質 水質の概況（地下水を含む） (3) 底質 底質の概況	(1) 水象 「日本河川水質年鑑」、「潮流図」等により、水象の概要、特異な水象の状況等について取りまとめる。 (2) 水質 「公共用水域の水質測定結果報告書」等により、公共用水域及び地下水の水質の濃度の経年変化、環境基準の達成状況等について取りまとめる。 (3) 底質 「公共用水域の水質測定結果報告書」等により、公共用水域の底質の濃度の経年変化等について取りまとめる。
	3 土壌汚染	土壌汚染の概況	「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域等の台帳、「環境白書」等により、概要及び特筆すべき事項の有無等について取りまとめる。
	4 騒音・低周波音	騒音等の概況	「環境白書」、「自動車交通騒音実態調査報告」等により、苦情の状況、騒音・音圧レベルの経年変化、環境基準の達成状況等について取りまとめる。
	5 振動	振動の概況	「環境白書」等により、苦情の状況、振動レベルの経年変化等について取りまとめる。
	6 地盤沈下	地盤沈下の概況	「環境白書」等により、地盤沈下量、地下水位の経年変化等について取りまとめる。
	7 悪臭	悪臭の概況	「環境白書」等により、苦情の状況等について取りまとめる。
	8 廃棄物等	廃棄物の概況	「環境白書」等により、産業廃棄物の処理の概要について取りまとめる。 なお、大量又は有害な廃棄物の発生が予想される場合は、処理・処分場の状況についても取りまとめる。

項目	調査事項	調査方法	
環境 の 状 況	9 地形・地質	一般地形（標高分布、傾斜分布、地形分布、リニアメント等）、一般地質（地質分類）、特異又は学術上価値のある地形・地質（洞窟、火山地形、断層、温泉等）等	「兵庫県版レッドデータブック」、「地形図」、「地質図」、「土地分類図（地形・地質）」、航空写真等により、地形・地質の概要、特異又は学術上価値のある地形・地質の状況等について取りまとめる。
	10 陸生植物	植物相、植生、貴重な植物種又は植物群落、侵略的外来種、緑被率等	「自然環境保全基礎調査」、「兵庫県版レッドデータブック」、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」、「特定外来生物等一覧」、航空写真等により、現存植生、植生自然度、貴重な植物種及び植物群落並びに侵略的外来種の分布状況、緑被率等について取りまとめる。
	11 陸生動物	動物の分布及び発生（繁殖）状況、貴重な動物種、侵略的外来種等	「自然環境保全基礎調査」、「兵庫県版レッドデータブック」、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」、「特定外来生物等一覧」等により、生息種、貴重種及び侵略的外来種の分布及び発生（繁殖）状況等について取りまとめる。
	12 水生生物	水生生物の分布及び発生（繁殖）状況、貴重な水生生物種、侵略的外来種等	「自然環境保全基礎調査」、「兵庫県版レッドデータブック」、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」、「特定外来生物等一覧」等により、公共用水域の水生生物（ベントスを含む。）の概況、貴重種及び侵略的外来種の分布及び発生（繁殖）状況等について取りまとめる。
	13 生態系	地域の生態系の概要、貴重な生態系	「兵庫県版レッドデータブック」等により、改変される土地を中心に、関連する地域における他の環境要素の調査結果を整理し、生態系の観点から、その概要及び貴重な生態系の分布状況等を取りまとめる。
	14 文化財	文化財の概況	「文化財保護法」、「兵庫県文化財保護条例」及び「市町の文化財保護条例」に基づき指定されている文化財（有形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区）並びに登録文化財（以下「指定文化財等」という。）及び文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の概要について取りまとめる。
	15 人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の概況	観光関係資料等により、人と自然との触れ合い活動の場の概況について取りまとめる。
	16 景観	景勝地及び景観の概況	地形図、植生図、「兵庫県版レッドデータブック」、兵庫ランドスケープ・プランニング、観光関係資料等により、景観構成要素（自然景観、構造物等）の概要について取りまとめる。 また、「景観法」、「景観の形成等に関する条例」、「屋外広告物条例」、「自然公園法」、「兵庫県自然公園条例」、都市計画法上の地区計画（風致地区、景観地区、伝統的建造物群保存地区等）、市町の景観形成に関する計画など、景観の保全・形成に係る規制及び計画の概要について取りまとめる。
	17 日照	日照状況の概況	「気象年報」、「理科年表」等により、日照や影の概要について取りまとめる。 また、土地利用計画図、地形図や航空写真等により、日照や影に影響を及ぼす山地や超高層建築物等の概要や周辺の状況（土地利用や建物等）について取りまとめる。

環境要素	調査項目	調査期間・頻度	調査地域	調査方法
1 大気汚染	<p>(1) 気象 一般気象 (風向、風速、気温、日射量、雲量、放射収支量、降水量等) 特異な気象 (山谷風、霧等)</p> <p>(2) 大気汚染物質 ア 大気の大気汚染に係る環境基準が設定されている物質 イ 有害物質 大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に規定する有害物質 ウ その他の物質 炭化水素類、特定粉じん等</p>	<p>(1) 気象及び二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物については、原則として、1年以上の1時間値の連続測定による。ただし、対象行為の特性、地域内の排出量等の状況を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) (1)以外の大気汚染物質については、「有害大気汚染物質モニタリング指針」(平成9年2月12日付け環境庁大気保全局長通知)等に規定する期間及び頻度とする。ただし、対象行為の特性、地域内の排出量等の状況を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p>	<p>事業の実施により大気質が一定程度以上変化すると予想される範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定し、設定する。</p>	<p>(1) 気象 「地上気象観測指針」(平成5年3月、気象庁編)及び「高層気象観測指針」(平成7年3月、気象庁編)に定める方法等に準拠する。</p> <p>(2) 大気汚染物質 「大気の大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)、「ダイオキシソ類による大気の大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の大気汚染を含む。)及び土壌の大気汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号、以下「ダイオキシソ類の環境基準について」という。)及び「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月12日付け環境庁大気保全局大気規制課長通知)に定める方法等とする。</p>
2 水質汚濁	<p>(1) 水象 ア 河川 流量、流況、河川形態等 イ 湖沼 貯水量、流出入水量、湖沼の形態等 ウ 海域 潮流、潮汐、波浪、恒流等 エ 地下水 地下水脈等</p> <p>(2) 水質(地下水質を含む) ア 水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目 イ その他の項目 透視度、透明度、塩化物イオン、塩素量、濁度、水温等</p> <p>(3) 底質 ア 有害物質 水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目 (人の健康の保護に関する項目、ダイオキシソ類) イ 有機汚濁指標 COD、硫化物及び強熱減量</p>	<p>(1) 水象 河川、湖沼については、原則として、月1回以上で1年以上とする。ただし、対象行為の特性等を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>海域については、平均大潮を含む15日間の連続測定とする。ただし、海域の特性等を勘案して、潮流変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>地下水象については、地下水位の変動が把握できる期間及び頻度とする。</p> <p>(2) 水質 人の健康の保護に関する項目については、1回以上とする。 生活環境の保全に関する項目については、原則として、月1回以上で1年以上とする。ただし、対象行為の特性、水域の汚濁負荷量等を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 底質 ア 有害物質 1回以上とする。 イ 有機汚濁指標 原則として、四季の変動が把握できる頻度で行う。</p>	<p>事業の実施により水象・水質・底質が一定程度以上変化すると予想される範囲を含む水域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定し、設定する。</p>	<p>(1) 水象 「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知)、「海洋観測指針」(昭和45年3月気象庁編)に定める方法等に準拠する。</p> <p>(2) 水質 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第39号)、「ダイオキシソ類の環境基準について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)、「水質調査方法」及び「地下水質調査方法」(平成元年9月15日付け環境庁水質保全局長通知)に定める方法等に準拠する。</p> <p>(3) 底質 「底質調査方法」(平成24年8月8日付け環境省水・大気環境局長通知)に定める方法等とする。</p>

環境要素	調査項目	調査期間・頻度	調査地域	調査方法
3 土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準が設定されている物質	土壌の状況が把握できる期間及び頻度とする。	土壌汚染の経路等を予測して影響の範囲を設定する。	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類の環境基準について」、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について」(平成11年1月29日付け環境庁水質保全局長通知)及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月環境省水・大気環境局土壌環境課)に定める方法とする。
4 騒音・低周波音	(1)騒音レベル ア 一般環境騒音 イ 道路交通騒音 ウ 航空機騒音 エ 鉄道騒音 (2)音圧レベル (1)に準ずる。	調査期間は、年間の状況を把握できる期間とする。 頻度は、騒音発生源の特性、交通量の変動、季節、時間の区分等を勘案して設定する。	事業の実施により騒音・音圧レベルが一定程度以上変化すると予想される範囲を含む地域 なお、病院、学校等の周辺及び地形等の影響により騒音・音圧レベルが高くなるおそれのある箇所については、詳細な資料が得られるように設定するものとする。	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)、「新幹線騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に準拠して行うものとする。
5 振動	振動レベル (1) 道路交通振動 (2) 鉄道振動	調査期間は、年間の状況を把握できる期間とする。 頻度は、振動発生源の特性、交通量の変動、季節、時間の区分等を勘案して設定する。	事業の実施により振動レベルが一定程度以上変化すると予想される範囲を含む地域 なお、病院、学校等の周辺及び地形等の影響により振動レベルが高くなるおそれのある箇所については、詳細な資料が得られるように設定するものとする。	「振動規制法施行規則」、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日付け環境庁長官勧告)に準拠して行うものとする。
6 地盤沈下	(1) 地盤沈下量 (2) 地下水位	経年的な情報を把握できる期間とする。	事業の実施により、地盤沈下が発生するおそれのある範囲を含む地域	(1) 地盤沈下量 水準測量又は沈下計等を用いる方法とする。 (2) 地下水位 ボーリング、物理探査等の方法とする。
7 悪臭	悪臭防止法に規定する特定悪臭物質の臭気濃度	年間を通じた変化を把握できる期間及び頻度とする。	事業の種類、規模、気象の状況等を考慮して、事業の実施による臭気が影響を及ぼすと予想される地域	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法とする。
8 廃棄物等	除去又は処分が予定される工作物、樹木及び土砂等の状況	廃棄物等の発生量等の予測に必要な情報が把握できる期間及び頻度とする。	事業が実施される地域	現地調査により、廃棄物等量の予測に必要な情報を収集する。
9 地形・地質	(1) 地形 洞窟、風穴等の特異又は学術上価値のある地形、地形の概観(地形分類)、起伏量、尾根地形及び傾斜分布 (2) 地質 断層等の特異又は学術上価値のある地質、表層地質、地質断面、土壌分類、土壌断面及び土地の安定性	地形・地質の状況が把握できる期間及び頻度とする。	事業の実施により、地形・地質が変化すると予測される範囲を含む地域	直接観察による現地確認調査、測量、ボーリング調査、物理探査及び日本工業規格に準拠した土質試験等による方法とする。 特異な又は学術上価値のある地形・地質については、「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。

環境要素	調査項目	調査期間・頻度	調査地域	調査方法
10 陸生植物	(1) 植物相 種子植物及びシダ植物 (2) 植生 (3) 貴重な植物種・植物群落の分布及び生育状況 (4) 侵略的外来種の分布及び生育状況	植物の生育状況及び四季変動を適切に把握できる時期及び期間とする。	事業の実施により、植物の生育環境が変化すると予測される範囲を含む地域	(1) 植物相 現地踏査 (2) 植生 植物社会学的植生調査法を基本とする。 調査地域内の植物群落ごとに一定面積の方形枠を実測の上で設定し、枠内の植物種の名称及び被度(%)等を階層ごとに記録する。 上記調査を植物群落ごとに5箇所以上実施し、その結果を取りまとめ、種多様性の評価に必要な基礎的資料を作成する。 (3) 貴重な植物種・植物群落の分布及び生育状況 「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会科学的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。 (4) 侵略的外来種の分布及び生育状況 「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)」、「特定外来生物等一覧」をベースに、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。
11 陸生動物	(1) 動物相 哺乳類、鳥類、は虫類・両生類、陸産貝類及び昆虫類 (2) 貴重な動物種の分布及び発生(繁殖)状況 (3) 侵略的外来種の分布及び発生状況	動物の生息状況及び四季変動を適切に把握できる時期及び期間とする。	事業の実施により、動物の生息環境が変化すると予測される範囲を含む地域	(1) 動物相 直接観察による現地確認調査の他、必要に応じて捕獲調査等の方法を用いることとする。 (2) 貴重な動物種の分布及び発生(繁殖)状況 「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会科学的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。なお、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」(平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編)を参考とする。 (3) 侵略的外来種の分布及び発生状況 「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)」、「特定外来生物等一覧」をベースに、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。
12 水生生物	(1) 水生生物の状況 魚類、貝類、藻類、動・植物プランクトン、底生生物、卵稚子等 (2) 貴重な水生生物の分布及び発生(繁殖)状況 (3) 侵略的外来種の分布及び発生状況	水生生物の生育・生息状況及び四季変動を適切に把握できる時期及び期間とする。	水生生物の損耗、消滅及び種類等の変化が想定される範囲及びその周辺水域	(1) 水生生物の状況 直接観察による現地確認調査の他、必要に応じて各種漁具による捕獲調査、ネット等による採取調査又は採水調査等の方法を用いることとする。 (2) 貴重な水生生物の分布及び発生(繁殖)状況 「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会科学的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。 (3) 侵略的外来種の分布及び発生状況 「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)」、「特定外来生物等一覧」をベースに、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。

環境要素	調査項目	調査期間・頻度	調査地域	調査方法
13 生態系	(1) 生態系を構成する要素間の関連 (2) 貴重な生態系の分布状況等	—	事業の実施により、生態系に影響を及ぼすと予測される範囲を含む地域	(1) 生態系を構成する要素間の関連 非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)、生物的要素(植生、植物相、動物相等の状況)及び人為的状況(大気汚染、土地改変等)の調査結果等を整理し、生態系の構成要素を把握し、既存の知見等を参考に、各構成要素間の関連図を作成するとともに、生態系の指標となる構成要素の抽出を行う。 (2) 貴重な生態系の分布状況等 「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会科学的价值を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。
14 文化財	(1) 指定文化財等の所在及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況 (2) 指定文化財等の周辺の地形、植生、景観等	文化財の状況が把握できる期間及び頻度とする。	事業の実施により、文化財に影響を及ぼすと予測される範囲を含む地域	教育委員会等の意見を参考に行う。
15 人と自然との触れ合い活動の場	(1) 人と自然との触れ合い活動の場の位置、分布状況及び概要(規模、主要施設、利用期間、利用条件、利用状況等) (2) 周辺地域の自然特性等人と自然の触れ合い活動の場の利用の予測又は評価のために補完すべき項目	人と自然との触れ合い活動の場の状況が把握できる期間及び頻度とする。	事業の実施により、人と自然との触れ合い活動の場利用に影響を及ぼすと予測される範囲を含む地域	現地踏査、写真撮影等により行う。
16 景観	(1) 主要視点場の利用状況 (2) 主要視点場からの眺望	年間の季節変化を把握するため、原則として、四季・各季1回以上とする。	計画区域境界から10km以内(原則として事業予定地が視認できる範囲)の主要な景観資源及び主要な視点場	現地踏査、現地写真撮影等により、事業予定地と景観資源の位置関係、視点場からの眺望景観、景観特性を把握する。なお、視点場の選定は、地形図等から可視領域を確認のうえ、適切に行うこと。
17 日照	(1) 日照の状況 昼間・日照時間 (2) 影の状況 ア 範囲・時間 イ 既存建築物等の状況 ウ 地形	調査期間は、年間の状況を把握できる期間とする。 頻度は、事業の特性、立地や周辺の状況等を勘案して設定する。	事業の実施により、日照や影の影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域 なお、病院、学校や住宅等及び影等の影響を受けやすい場所については、詳細な資料が得られるように設定するものとする。	「理科年表」等の既存資料や現地調査により、調査時における日出、日没や日照時間について把握する。 現地踏査、航空写真、地形図等により、事業予定地の周辺で影響が予想される地点を選定し、天空図や天空写真を作成する方法とする。 既存建築物等の状況については、時間別日影図や等時間日影図を作成する方法とする。

別表第3

予測項目・予測の対象時期・予測地域・予測方法

(その1)

環境要素	予測項目	予測の対象時期	予測地域	予測方法
1 大気汚染	(1) 気象 特異な気象 (2) 大気汚染物質 ア 大気の汚染に係る環境基準が設定されている物質 イ 有害物質 大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に規定する有害物質 ウ その他の物質 特定粉じん等	(1) 工事 (2) 存在・供用 ただし、特異な気象は、存在(土地の造成又は工作物の建築が完成した時点)のみについて予測する。	調査地域に準ずる。 当該地域に常時監視地点が含まれる場合には、当該地点においても必ず予測を行うこと。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 気象 ア 風洞による模型実験 イ 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析 (2) 大気質 ア 大気拡散モデルによる数値計算 イ 風洞による模型実験 ウ 野外拡散実験 エ 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析
2 水質汚濁	(1) 水象 流況変化(地下水脈を含む。)、海水交換性 (2) 水質(地下水質を含む。) ア 水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質 イ その他の項目 水温 (3) 底質 ア 有害物質 水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質(人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類) イ 有機汚濁物質 COD, 硫化物 及び強熱減量	(1) 工事 (2) 存在・供用 ただし、埋立を行う場合は、工事、存在(外周護岸の完成した時点)及び供用について予測する。	調査地域に準ずる。 当該水域に環境基準点がある場合には、水質については、当該基準点においても必ず予測を行うこと。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 水象 ア 流況モデルによる数値計算 イ 水理模型実験 ウ 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析 (2) 水質 ア 水質汚濁モデルによる数値計算 イ 水理模型実験 ウ 野外拡散実験 エ 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析 (3) 底質 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析 (水象予測結果及び水質予測結果を考慮すること。)
3 土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準が設定されている物質の濃度	(1) 工事 (2) 供用	調査地域に準ずる。	土壌の特性を考慮し、既存事例の引用又は解析等とする。 なお、汚染土壌が発見された場合は、汚染土壌の露出又は搬出の可能性について予測するとともに、当該行為がなされる場合は、その影響を予測する。
4 騒音・低周波音	騒音・音圧レベル (1) 工場・事業場騒音 (2) 道路交通騒音 (3) 航空機騒音 (4) 鉄道騒音 (5) 建設作業騒音	(1) 工事 (2) 供用	調査地域に準ずる。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 騒音伝播モデルによる数値計算 (2) 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析。
5 振動	振動レベル (1) 工場・事業場振動 (2) 道路交通振動 (3) 鉄道振動 (4) 建設作業振動	(1) 工事 (2) 供用	調査地域に準ずる。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 振動伝播モデルによる数値計算 (2) 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析。

別表第3

予測項目・予測の対象時期・予測地域・予測方法

(その2)

環境要素	予測項目	予測の対象時期	予測地域	予測方法
6 地盤沈下	地盤沈下量又は地下水水位の変動	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 定量的予測 ア 数理モデルによる予測 イ ダルシーの法則による安全揚水量計算 ウ 水位変動と揚水量から許容揚水量を求める方法 (2) 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析
7 悪臭	特定悪臭物質の臭気濃度又は臭気強度	(1) 工事 (2) 供用	調査地域に準ずる。	次に掲げる方法の中から適切なものを選択して予測を行う。 (1) 大気拡散モデル等による濃度又は強度の予測 (2) 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析
8 廃棄物等	廃棄物等の種類別発生量・排出量及び処理体系に及ぼす影響	(1) 工事 (2) 供用	調査地域に準ずる。	(1) 工事 樹木の伐採面積、既存の工作物の除去計画、工事従事者数、類似工事における発生原単位等をもとに、できる限り定量的に予測する。 (2) 供用 施設規模、生産計画、従業員数、来場(利用)者数、既存施設における発生原単位等をもとに、できる限り定量的に予測する。
9 地形・地質	(1) 地形 地形の改変の程度及び特異又は学術上価値のある地形の消滅の有無 (2) 地質 地質の変化の程度、特異又は学術上価値のある地質の消滅の有無	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 地形 類似事例の調査若しくは既存事例の引用又は解析により、地盤沈下、氾濫、崩壊等の土地改変による地盤災害の可能性について定性的に予測する。 (2) 地質 土地の改変又は堆積による表層地質の変化及び周辺の土地の崩壊の可能性について定性的に予測する。 なお、酸性土壌露出による酸性水浸出の可能性についても予測する。

環境要素	予測項目	予測の対象時期	予測地域	予測方法
10 陸生植物	(1) 植生の消滅の有無及び改変の程度(緑被率の変化を含む。) (2) 貴重な植物種及び植物群落の消滅の有無及び改変の程度 (3) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 (4) 直接的な植生の改変が調査地域及び周辺の植生及び生物多様性に及ぼす影響	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 植生の消滅の有無及び改変の程度 開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。 (2) 貴重な植物種及び植物群落の消滅の有無及び改変の程度 開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。 現地での保全を第一とするが、やむを得ず移植を行うものについては、移植先の環境調査結果をもとに、専門家の意見等を参考に、予測を行うこと。 (3) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 既存の類似事例、専門家の意見等を参考に予測を行う。 (4) 直接的な植生の改変が調査地域及び周辺の植生及び生物多様性に及ぼす影響 上記の予測結果及び他の環境要素の予測結果を踏まえ、既存の類似事例、専門家の意見等を参考に、直接的損傷による影響、生育環境の変化による影響及び改変が生物多様性に与える影響について予測する。
11 陸生動物	(1) 貴重な動物種の生息環境の消滅の有無及び改変の程度 (2) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 (3) 生息環境の改変が動物の生息状況及び生物多様性に及ぼす影響	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 貴重な動物種の生息環境の消滅の有無及び改変の程度 開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。 (2) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 既存の類似事例、専門家の意見等を参考に予測を行う。 (3) 生息環境の改変が動物の生息状況及び生物多様性に及ぼす影響 生息環境の改変及び他の環境要素の予測結果を踏まえ、既存の類似事例、専門家の意見等を参考に、直接的損傷による影響、生息環境の変化による影響及び改変が生物多様性に与える影響について予測する。

別表第3

予測項目・予測の対象時期・予測地域・予測方法

(その4)

環境要素	予測項目	予測の対象時期	予測地域	予測方法
12 水生生物	(1) 藻場、干潟等の生育・生息環境の消滅の有無及び変更の程度 (2) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 (3) 水生生物の損耗、消滅の有無、種類の変化の程度及び生物多様性に及ぼす影響	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 藻場、干潟等の生育・生息環境の消滅の有無及び変更の程度 開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。 (2) 侵略的外来種の侵入・定着・拡散リスクの程度 既存の類似事例、専門家の意見等を参考に予測を行う。 (3) 水生生物の損耗、消滅の有無、種類の変化の程度及び生物多様性に及ぼす影響生育・生息環境の変更及び他の環境要素の予測結果を踏まえ、既存の類似事例、専門家の意見等を参考に、直接的損傷による影響、生育・生息環境の変化による影響及び変更が生物多様性に与える影響について予測する。
13 生態系	(1) 周辺地域を含めた既存生態系への影響 (2) 貴重な生態系の消滅の有無及び変更の程度 (3) 新しく創造又は出現する生態系の構造	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 周辺地域を含めた既存生態系への影響 生態系の指標となる構成要素に対する影響の有無及びその程度を把握し、この影響による周辺地域を含めた生態系への波及効果を考慮し、既存の類似事例、専門家の意見等を参考に予測する。 (2) 貴重な生態系の消滅の有無及び変更の程度 開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。 (3) 新しく創造又は出現する生態系の構造 新たな生物の生息域を創造する場合にあっては、その立地選定の妥当性、生態系の回復及び当該生息域の創造が周辺地域に及ぼす影響について、専門家の意見等を参考に予測すること。
14 文化財	(1) 指定文化財等の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の程度 (2) 埋蔵文化財包蔵地の変更の程度	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	既存の知見、専門家の意見、地形・地質・植物・振動・景観等の関連する他の予測結果の解析、事業予定地との位置関係等により、定性的に予測する。
15 人と自然との触れ合い活動の場	(1) 人と自然との触れ合い活動の場の変更の程度 (2) 人と自然との触れ合い活動の場の自然的特性の変化の程度 (3) 人と自然との触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 人と自然との触れ合い活動の場の変更の程度 できる限り、定量的に予測する。 (2) 人と自然との触れ合い活動の場の自然的特性の変化及び利用状況の変化の程度 既存の知見、専門家の意見等を参考に、できる限り定量的に予測する。

別表第3

## 予測項目・予測の対象時期・予測地域・予測方法

(その5)

環境要素	予測項目	予測の対象時期	予測地域	予測方法
16 景観	(1) 眺望変化の程度 (変化量及び主要な景観構成要素の改変の程度) (2) 重要な景観資源 (主要な資源となっている緑、地域社会とのつながりの強い資源等)の消滅の有無及び改変の程度	存在・供用	(1) 予測範囲 調査地域に準ずる。 (2) 予測地点 主要な視点場の中から、可視領域、景観変化の度合い、計画地への方向・距離、地点の特性を考慮して選定する。 なお、予測視点場の選定に当たっては、近景、中景、遠景をそれぞれ1地点以上含むこと。また、風力発電所については、「景観の形成等に関する条例」に基づく景観影響評価指針によること。	予測視点場から現状の眺望景観の中に事業完成予測画像を合成したモニター写真等の視覚的手法を用い、眺望の改変程度を予測する。
17 日照	(1) 冬至日における影の範囲、影となる時刻や時間数等の状況の変化の程度 (ただし、必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。) (2) 日照や影の影響を受けやすい場所における影等となる時刻や時間数等の状況の変化の程度	存在・供用	(1) 予測範囲 調査地域に準ずる。 (2) 予測地点 調査地域に準ずる。 なお、日照や影の影響を受けやすい場所は、具体的には新たに影が長時間かかる場所、風車の影がかかる場所、日照の反射等が予測される場所等であり、計画地周辺の地形を考慮して選定する。	事業の施設存在による時刻別日影図並びに等時間日影図を作成する方法で予測する。 なお、日影範囲に中高層の建築物などがある場合は、その高さも考慮する必要がある。 日照や影の影響を受けやすい場所における予測は、天空図や天空写真を作成し太陽軌道線を投象する方法や年間の影響時間帯バーチャートを作成する方法等でその地点における影響について予測する。
18 地球温暖化	温室効果ガス排出量 対象事業等が環境の保全と創造に関する条例第143条第1項に規定する特定事業に該当する場合に限る。	(1) 工事 (2) 供用	—	「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める方法により予測する。工事中については、全工事期間内に排出される温室効果ガス排出量とする。
19 オゾン層破壊	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表に掲げる特定物質の排出量	供用	—	特定物質の使用量又は製造量を予測するとともに、その工程より大気への排出量を予測する。

環境要素	環境保全目標	評価等における留意点
1 大気汚染	(1) 気象 特異な気象に著しい影響を及ぼさないこと。 (2) 大気質 ア 環境基準が設定されている物質 環境基準 イ 環境基準が設定されていない物質 人の健康の保護及び自然環境の保全上支障を生じないこと。	評価に当たっては、次のことを確認すること。 (1) 排出口におけるばい煙濃度及び量が、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合すること。 (2) 大気環境への影響を抑制するよう、環境保全対策について配慮がなされていること。 (3) 現状が環境基準を達成していない場合にあっては、寄与の程度及び今後の国・県等の環境基準達成のための施策を勧告し、環境基準の達成に支障がないこと。
2 水質汚濁	(1) 水象 流況に著しい影響を及ぼさないこと。 (2) 水質 ア 人の健康の保護に関する項目 環境基準 イ 生活環境の保全に関する項目 (ア) 環境基準に係る類型指定が行われている水域 環境基準 (イ) 環境基準に係る類型指定が行われていない水域 現況の水質、利水目的等を考慮し、環境基準の類型のあてはめを想定したうえで、環境基準に準じて設定する。 ウ その他の項目 人の健康の保護及び自然環境の保全上支障を生じないこと。 (3) 底質 底質の悪化を招かないこと	評価に当たっては、次のことを確認すること。 (1) 排水口における汚濁物質濃度及び汚濁負荷量が、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合すること。 (2) 水環境への影響を抑制するよう、環境保全対策について配慮がなされていること。 (3) 現状が環境基準を達成していない場合にあっては、寄与の程度及び今後の国・県等の環境基準達成のための施策を勧告し、環境基準の達成に支障がないこと。
3 土壌汚染	環境基準 ただし、農用地については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第2条に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定条件に基づき設定する。	現況が環境基準を達成していない場合にあっては、汚染土壌対策についての責任の所在を明確にすること。
4 騒音・低周波音	(1) 環境基準に係る地域指定が行われている地域 環境基準 (2) 環境基準に係る地域指定が行われていない地域 将来の土地利用の動向を考慮し、環境基準に係る地域を想定したうえで、環境基準に準じて設定する。 (3) 低周波音については、大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと。	評価に当たっては、次のことを確認すること。 (1) 敷地境界における騒音レベルが、「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合するものであること。 (2) 現状が環境基準を達成していない場合にあっては、寄与の程度及び今後の国・県等の環境基準達成のための施策を勧告し、環境基準の達成に支障がないこと。 (3) 低周波音について、周辺環境への影響を抑制するよう、環境保全対策について配慮がなされていること。 「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)での参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したのではなく、このような利用がされていないこと。
5 振動	大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと。	評価に当たっては、敷地境界における振動レベルが、「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合するものであることを確認すること。
6 地盤沈下	地盤沈下を生じないこと。	評価に当たっては、「工業用水法」等に定める地下水採取の規制基準に適合することを確認すること。
7 悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しないこと。	評価に当たっては、敷地境界等における特定悪臭物質濃度が、「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合するものであることを確認すること。

環境要素	環境保全目標	評価等における留意点
8 廃棄物等	地域における廃棄物等の処理・処分に支障を及ぼさないこと。	<p>評価に当たっては、次のことを確認すること。</p> <p>(1) 廃棄物等排出量の低減ができる限り図られていること。</p> <p>(2) 廃棄物等が適正に処理されること。</p> <p>特に、特別管理産業廃棄物については、処理・処分方法の妥当性（委託をする場合にあっては、委託先の能力が十分であるかどうか）についても評価すること。</p>
9 地形・地質	<p>(1) 全般的事項 自然環境の保全上支障のないこと。</p> <p>(2) 貴重な地形・地質 重要度区分に応じた3段階の保全水準 (①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること)とする。</p>	<p>(1) 評価に当たっては、土地利用目的に照らし、地形の改変量及び土壌の改変量の最小化、土壌浸食及び流出の防止、不安定地形、水循環系の保全等についての配慮が図られていることを確認すること。</p> <p>(2) 貴重な地形・地質の重要度区分の設定に当たっては、生態系の基盤としての重要性、希少性等の自然科学的価値と、国土保全性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとする。</p> <p>(3) 事業の性格から保全すべき地形・地質をやむを得ず改変する場合にあっては、ミティゲーション手法（環境への影響を極力低減するため、①回避、②最小化、③修正、④低減、⑤代償の順に検討を行う手法であり、名称・定義は、CEQ（アメリカ環境審議委員会）の名称・定義に準拠する。以下同じ。）による検討の結果、修正、低減又は代償の措置がとられていることを確認すること。</p>
10 陸生植物	<p>(1) 全般的事項 自然環境及び生物多様性の保全上支障のないこと。</p> <p>(2) 貴重な植物種・植物群落 重要度区分に応じた3段階の保全水準 (①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること)とする</p> <p>(3) 侵略的外来種 侵略的外来種の排除・抑制に配慮すること。</p>	<p>(1) 評価に当たっては、植生等の特性に照らし、植物の改変量の最小化、一体となって機能する複合環境域全体の維持、ある程度の広がりやまとまりをもった特定環境域の確保、生育環境の連続性の保持、環境条件が厳しく復元困難なところの管理等を行って、生物多様性が保全されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貴重な植物種・植物群落の重要度区分の設定に当たっては、典型性、希少性、生物多様性等の自然科学的価値と、郷土代表性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとする。</p> <p>(3) 事業の性格から保全すべき植物種・植物群落の生育環境をやむを得ず改変する場合にあっては、ミティゲーション手法による検討の結果、修正、低減又は代償の措置がとられていることを確認すること。</p> <p>(4) 侵略的外来種については、「生物多様性配慮指針」、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」等を参考に、対策が図られていることを確認すること。</p>
11 陸生動物	<p>(1) 全般的事項 自然環境及び生物多様性の保全上支障のないこと。</p> <p>(2) 貴重な動物種 重要度区分に応じた3段階の保全水準 (①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること)とする。</p> <p>(3) 侵略的外来種 侵略的外来種の排除・抑制に配慮すること。</p>	<p>(1) 評価に当たっては、動物の生息環境の特性等に照らし、動物の生息場所の改変量の最小化、一体となって機能する複合環境域全体の維持、ある程度の広がりやまとまりをもった特定環境域の確保、生息環境の連続性の保持、環境条件が厳しく復元困難なところの管理等を行って、生物多様性が保全されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貴重な動物種の重要度区分の設定に当たっては、固有性、希少性、生物多様性等の自然科学的価値と、歴史性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとする。</p> <p>(3) 事業の性格から保全すべき動物の生息環境をやむを得ず改変する場合にあっては、ミティゲーション手法による検討の結果、修正、低減又は代償の措置がとられていることを確認すること。</p> <p>(4) 侵略的外来種については、「生物多様性配慮指針」、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」等を参考に、対策が図られていることを確認すること。</p>

環境要素	環境保全目標	評価等における留意点
12 水生生物	<p>(1) 全般的事項 自然環境及び生物多様性の保全上支障のないこと。</p> <p>(2) 貴重な水生生物 重要度区分に応じた3段階の保全水準 (①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること)とする。</p> <p>(3) 侵略的外来種 侵略的外来種の排除・抑制に配慮すること。</p>	<p>(1) 評価に当たっては、水生生物の生育・生息環境の特性等に照らし、水生生物の生息域の改変量の最小化、一体となって機能する複合環境域全体の維持、生育・生息環境の多様性の保持、ある程度の広がりやまとまりをもった特定環境域の確保、生育・生息環境の連続性の保持、環境条件が厳しく復元困難なところの管理等を行って、生物多様性が保全されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貴重な水生生物の重要度区分の設定に当たっては、希少性、学術的重要性、生物多様性等の自然科学的価値と、親近性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとすること。</p> <p>(3) 事業の性格から保全すべき動植物の生育・生息環境をやむを得ず変更する場合にあっては、ミティゲーション手法による検討の結果、修正、低減又は代償の措置がとられていることを確認すること。</p> <p>(4) 侵略的外来種については、「生物多様性配慮指針」、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」等を参考に、対策が図られていることを確認すること。</p>
13 生態系	<p>(1) 全般的事項 自然環境の保全上支障のないこと。</p> <p>(2) 貴重な生態系 重要度区分に応じた3段階の保全水準 (①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること)とする。</p>	<p>評価に当たっては、次のことを確認すること。</p> <p>(1) 既存の生態系 既存の類似事例、専門家の意見等を参考に、生態系の改変量の最小化、一体となって機能する複合環境域全体の保全、生育環境の多様性の保持、ある程度の広がりやまとまりをもった特定環境域の確保、生育環境の連続性の保持、環境条件が厳しく復元困難なところの保全、周辺の生態系の保全等についての配慮が図られていること。</p> <p>(2) 貴重な生態系 貴重な生態系の重要度区分の設定に当たっては、典型性、希少性、生物多様性等の自然科学的価値と、郷土代表性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとすること。</p> <p>(3) 新しく創造・出現する生態系 ① 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的な利用が図られるよう配慮されていること。 ② 事業による土地改変や土地利用が新しい生態系を出現させることによって、好ましい又は好ましくない影響が進行することに配慮されていること。</p>
14 文化財	<p>(1) 指定文化財等 原則として現状変更を行わないこと。</p> <p>(2) 埋蔵文化財包蔵地 可能なかぎり現状を保存すること。</p>	—
15 人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の利用に支障がないこと。	地域の分断等により人と自然との触れ合い活動の場に影響がある場合には、アクセス道路の確保等代償措置について配慮されているかどうかを評価すること。
16 景観	<p>地域の景観との調和が図られていること。</p> <p>なお、「景観の形成等に関する条例」等の対象となるものについては、当該条例等に規定する大規模建築物等景観基準、景観形成基準、風景形成基準、特定建築物等景観基準等についても適合すること。</p>	景観変化の要因となる人工物等の視覚的占有率、人工物等の形態・色彩等を指標として、既存の類似事例や専門家の意見を参考に評価すること。
17 日照	大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと。	配置・形状等の検討や対策により、影響の回避・低減措置が配慮されているかどうかを評価すること。
18 地球温暖化	技術的レベル、抑制効果及び経済性を総合的に勘案した対策により、温室効果ガス排出量が可能な限り抑制されていること。	省エネルギー対策・新エネルギー導入等、省資源・再資源化対策、緑化・その他の対策及び工事に係る対策について、検討過程を明らかにすること。
19 オゾン層破壊	<p>(1) 特定フロン及び特定ハロンを使用しないこと。</p> <p>(2) その他の特定物質については、回収、再利用等により、大気への放出が可能な限り抑制されていること。</p>	—